

岐 阜 県 公 報

号外 (三) 平 成 二 十 九 年 四 月 一 日

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第八号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

「第二章 小学校及び中学校」を「第二章 小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第十条の二の見出し中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。
別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

目 次

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

(教 職 員 課)

一

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

(同)

四

岐阜県教育委員会指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則

(同)

四

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(教 職 員 課)

五

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行

(金 曜 日) (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 九 年 四 月 一 日

別記

第1号様式 (第3条関係)

第 号
年 月 日

岐阜県教育委員会 様

教育委員会名 印

年度小学校・中学校・義務教育学校学級編制届

下記のとおり学級編制を行ったので、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条前段の規定により届け出ます。

記

- 1 学 校 名
- 2 学級編制表

	旧 編 制				新 編 制				差 学 増	引 級 減	理 比 定 対 意 増 減 由 及 員 に る 見 等
	児 童 (生 徒) 数			学 級 数	児 童 (生 徒) 数			学 級 数			
	男	女	計		男	女	計				
第1学年	()	()	()		()	()	()				
第2学年	()	()	()		()	()	()				
第3学年	()	()	()		()	()	()				
第4学年	()	()	()		()	()	()				
第5学年	()	()	()		()	()	()				
第6学年	()	()	()		()	()	()				
第7学年	()	()	()		()	()	()				
第8学年	()	()	()		()	()	()				
第9学年	()	()	()		()	()	()				
計	A										
	B	()	()	()		()	()	()			
合 計 (A+B)											
普 通 教 室					特 別 教 室						
学級数に対して 普通教室不足の 場合の措置											

- 備考 (1) 特別支援学級の児童(生徒)数及び学級数は、()内に別に記入すること。
 (2) 特別支援学級の種別を「チ・ゲ・ジ・ナ・シ・ビ・ジャ」で記入すること。

第2号様式 (第3条関係)

第 号
年 月 日

岐阜県教育委員会 様

教育委員会名 印

年度小学校・中学校・義務教育学校学級編制変更届

下記のとおり学級編制を変更したので、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条後段の規定により届け出ます。

記

- 1 学 校 名
- 2 変更の理由
- 3 変更の時期
- 4 学級編制表

	旧 編 制				新 編 制				差 学 増	引 級 減	増 減 理 び 定 対 意 見 等
	児童(生徒)数			学 級 数	児童(生徒)数			学 級 数			
	男	女	計		男	女	計				
第1学年	()	()	()		()	()	()				
第2学年	()	()	()		()	()	()				
第3学年	()	()	()		()	()	()				
第4学年	()	()	()		()	()	()				
第5学年	()	()	()		()	()	()				
第6学年	()	()	()		()	()	()				
第7学年	()	()	()		()	()	()				
第8学年	()	()	()		()	()	()				
第9学年	()	()	()		()	()	()				
計	A										
	B	()	()	()		()	()	()			
合計 (A+B)											
普通教室					特別教室						
学級数に対して 普通教室不足の 場合の措置											

- 備考 (1) 特別支援学級の児童(生徒)数及び学級数は、()内に別に記入すること。
 (2) 特別支援学級の種別を「チ・ゲ・ジ・ナ・シ・ビ・ジャ」で記入すること。

「小学校又は中学校に就学することが適当」とあると思想する者について、

「小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当」とあると思想する者について、

「小学校又は中学校に就学することが適当」とあると思想する者について、

「小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当」とあると思想する者について、

「小学校又は中学校に就学することが適当」とあると思想する者について、

「小学校又は中学校に就学することが適当」とあると思想する者について、

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校の」に改め、本則の表中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を、「中学校」の下に

六、四八六八	六、
三七六八	
九九八	
一〇八	

「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同表中

「義務教育学校の後期課程を含む。」を加え、同表中

「義務教育学校の後期課程を含む。」を加え、同表中

「義務教育学校の後期課程を含む。」を加え、同表中

「義務教育学校の後期課程を含む。」を加え、同表中

「義務教育学校の後期課程を含む。」を加え、同表中

「義務教育学校の後期課程を含む。」を加え、同表中

に改める。

四五二八
三七二八
九八八
九八
三八四八
〇三六八
一八六八
四八八
五八
一九八八

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十号

三七九八	を	
四、〇五二八		四、
一八八八		
五二八		
五八		
一九八八		

岐阜県教育委員会指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会指導が不適切な教員の認定等に関する規則（平成二十年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第六条中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改める。

第七条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同条第二項中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第九号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）第一条の表上欄に掲げる機関」を削る。

第五条第六号中「健康管理医」を「産業医」に、「医師の資格を有する職員又は学校医」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第二項に定める要件を備えた医師」に改める。

第六条第六号、第九条第三項第二号、第十三条第三項第一号、第十六条第五項、第十七条第一項及び第十九条第一項中「健康管理医」を「産業医」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社